

新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
表紙	排水設備設計施工要綱 取付管工事設計施工要綱 令和7年改正版 苫小牧市上下水道部	表紙	排水設備設計施工要綱 取付管工事設計施工要綱 令和5年改正版 苫小牧市上下水道部

新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
P.1	序 排水設備及び公共下水道本管との接続部分である取付管については、法令に定めるほか苦小牧市においては、昭和 53 年 4 月に「排水設備・取付管工事設計施工要綱」を定め運用しておりました。昭和 62 年に日本下水道協会より「下水道排水設備指針と解説」が発刊され、全国的に統一された基準が示されました。その後、技術的な検討の蓄積、社会情勢の変化、新しい工法・資材の採用などにより、同要綱の改正の必要性が生じたため、ここに改正します。 昭和 5 3 年 4 月 制定 平成 3 年 2 月 改正 平成 1 2 年 1 月 改正 平成 2 0 年 3 月 改正 平成 2 2 年 5 月 改正 平成 2 4 年 5 月 改正 平成 2 5 年 5 月 改正 平成 2 6 年 8 月 改正 平成 2 7 年 5 月 改正 平成 2 8 年 5 月 改正 令和 5 年 4 月 改正 令和 7 年 6 月 改正	P.1	序 排水設備及び公共下水道本管との接続部分である取付管については、法令に定めるほか苦小牧市においては、昭和 53 年 4 月に「排水設備・取付管工事設計施工要綱」を定め運用しておりました。昭和 62 年に日本下水道協会より「下水道排水設備指針と解説」が発刊され、全国的に統一された基準が示されました。その後、技術的な検討の蓄積、社会情勢の変化、新しい工法・資材の採用などにより、同要綱の改正の必要性が生じたため、ここに改正します。 昭和 5 3 年 4 月 制定 平成 3 年 2 月 改正 平成 1 2 年 1 月 改正 平成 2 0 年 3 月 改正 平成 2 2 年 5 月 改正 平成 2 4 年 5 月 改正 平成 2 5 年 5 月 改正 平成 2 6 年 8 月 改正 平成 2 7 年 5 月 改正 平成 2 8 年 5 月 改正 令和 5 年 4 月 改正

P.47

1. 特定施設の設置等の届出(下水道法第 12 条の 3)

特定施設については、特定施設の事業主(特定施設の設置・改築・増築を行う者)は、その計画内容について工事着工日の 60 日前に市(上下水道部下水道課管理係)に所定の様式及び添付書類を届出し、審査を受けることが義務づけられている(下水道法第 12 条の 6)。また、届出が受理された日から 60 日間は、その届出にかかわる工事は実施できない。但し、実施制限期間短縮を申請して市長が届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。

工場などの特定事業場の事業主は次の届出が必要となる。

届出書の種類	届出を要する場合	届出の内容
特定施設設置届出書(下水道法第 12 条の 3 第 1 項)	公共下水道を使用する者で、特定施設を新しく設置しようとする場合(法第12条の3第1項)《設置の60日前までに提出》 違反すると、3 ヶ月以下の 拘禁刑 または 20 万円以下の罰金	①(個人の場合)氏名及び住所(法人の場合)名称、住所及び代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地 ③特定施設の種類の
特定施設使用届出書(下水道法第 12 条の 3 第 3 項)	公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合(法第12条の3第2項)《特定施設になった日から30日以内》 既に特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道を使用する場合(法第12条の3第3項)《公共下水道を使用することになった日から30日以内》	④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用 方法 ⑥特定施設から排出される汚水の処理方法 ⑦公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統
特定施設の構造等 変更届出書(下水道 法第 12 条の 4)	届出内容のうち右記④～⑦のいずれかを変更しようとする場合(法第 12 条の 4)《設置の60日前までに提出》 違反すると、3 ヶ月以下の 拘禁刑 または 20 万円以下の罰金	下記④～⑦の事項で変更しようとするもの ④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用 方法 ⑥特定施設から排出される汚水の処理方法 ⑦公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統
氏名変更等届出書 (下水道法第 12 条の 7)	届出の内容のうち、右記①又は②のいずれかを変更したとき、又は特定施設の使用を廃止した場合(法第12条の7)《変更、もしくはは廃止した日から30日以内》	下記①又は②の事項で変更したもの ①(個人の場合)氏名及び住所(法人の場合)名称、住所及び代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地
特定施設使用廃止 届出書(下水道法第 12 条の 7)		使用を廃止した特定施設
承継届出書(下水道 法第 12 条の 8)	届出者の地位を承継した場合(法第12条の8第3項)《継承した日から30日以内》	承継の内容(譲り受け、借用、相続、合併)

P.47

1. 特定施設の設置等の届出(下水道法第 12 条の 3)

特定施設については、特定施設の事業主(特定施設の設置・改築・増築を行う者)は、その計画内容について工事着工日の 60 日前に市(上下水道部下水道課管理係)に所定の様式及び添付書類を届出し、審査を受けることが義務づけられている(下水道法第 12 条の 6)。また、届出が受理された日から 60 日間は、その届出にかかわる工事は実施できない。但し、実施制限期間短縮を申請して市長が届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。

工場などの特定事業場の事業主は次の届出が必要となる。

届出書の種類	届出を要する場合	届出の内容
特定施設設置届出書(下水道法第 12 条の 3 第 1 項)	公共下水道を使用する者で、特定施設を新しく設置しようとする場合(法第12条の3第1項)《設置の60日前までに提出》 違反すると、3 ヶ月以下の 禁固 または 20 万円以下の罰金	①(個人の場合)氏名及び住所(法人の場合)名称、住所及び代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地 ③特定施設の種類の
特定施設使用届出書(下水道法第 12 条の 3 第 3 項)	公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合(法第12条の3第2項)《特定施設になった日から30日以内》 既に特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道を使用する場合(法第12条の3第3項)《公共下水道を使用することになった日から30日以内》	④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用 方法 ⑥特定施設から排出される汚水の処理方法 ⑦公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統
特定施設の構造等 変更届出書(下水道 法第 12 条の 4)	届出内容のうち右記④～⑦のいずれかを変更しようとする場合(法第 12 条の 4)《設置の60日前までに提出》 違反すると、3 ヶ月以下の 禁固 または 20 万円以下の罰金	下記④～⑦の事項で変更しようとするもの ④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用 方法 ⑥特定施設から排出される汚水の処理方法 ⑦公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統
氏名変更等届出書 (下水道法第 12 条の 7)	届出の内容のうち、右記①又は②のいずれかを変更したとき、又は特定施設の使用を廃止した場合(法第12条の7)《変更、もしくはは廃止した日から30日以内》	下記①又は②の事項で変更したもの ①(個人の場合)氏名及び住所(法人の場合)名称、住所及び代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地
特定施設使用廃止 届出書(下水道法第 12 条の 7)		使用を廃止した特定施設
承継届出書(下水道 法第 12 条の 8)	届出者の地位を承継した場合(法第12条の8第3項)《継承した日から30日以内》	承継の内容(譲り受け、借用、相続、合併)

	改 正 後		改 正 前
P.48	2. 計画変更の命令 市長は、届出があった計画内容が水質の基準を超えると判断したときは、届出を受理した後 60 日以内に計画の変更を命令することがある。(下水道法第 12 条の 5) (命令に違反すると 1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金) 3. 水質基準の遵守 工場、事業場から、公共下水道へ下水を流す場合には、公共下水道に排除する下水の水質基準(下水道法施行令第 9 条の 4、同第 9 条の 5、苫小牧市下水道条例)に適合させなければならない。この基準を超えた下水を流すと次のように規制される。 (1) 直罰などによる規制 特定施設の事業主(特定施設の設置者)が、基準を超えた下水を流すことは禁止され、違反すると直ちに処罰される(下水道法第 46 条の 2 6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金)。また、そのおそれがあると市長が判断した場合には、施設の改善命令や、排水の一時停止命令を受けることになる。 (2) 除害施設設置などの規制 特定施設の設置者(上記(1)の規制を受ける者を除く)と、特定施設を有しない工場などの事業主(特定施設の未設置者)が、基準を超えた下水を流す場合は、除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければならない。これらに違反すると、施設の改善命令や排水の一時停止命令を受けたり、拘禁刑、過料に処せられることになる(下水道法第 46 条)。 また、工場などの事業主の方には排出する水質の自主測定義務がある。 4. 水質の自主測定義務 特定施設の事業主(特定施設の設置者)は、下水道法第 12 条の 12、下水道法施行規則第 15 条第 2 項の規定により、事業場排水の水質の自主測定が定められており、排出する下水の水質を測定してその結果を 5 年間記録・保存しておかなければならない。 (1) 自主測定の検査頻度 (イ) 月 1 回以上：最重点監視対象事業場「下水処理、汚泥処理処分に大きな影響を及ぼす有害物質を排除するおそれのある事業場」 (ロ) 年 4 回以上：有害物質「終末処理場での処理困難物質」を含む下水を排除する事業場 (ハ) 年 2 回以上：生物処理が可能な下水を排除する事業場 【※注】ダイオキシン類については、年 1 回以上とする。 なお、自主測定の検査項目などについては、特定事業場の種別により異なるため、詳細は下水道課管理係に問い合わせのこと。	P.48	2. 計画変更の命令 市長は、届出があった計画内容が水質の基準を超えると判断したときは、届出を受理した後 60 日以内に計画の変更を命令することがある。(下水道法第 12 条の 5) (命令に違反すると 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金) 3. 水質基準の遵守 工場、事業場から、公共下水道へ下水を流す場合には、公共下水道に排除する下水の水質基準(下水道法施行令第 9 条の 4、同第 9 条の 5、苫小牧市下水道条例)に適合させなければならない。この基準を超えた下水を流すと次のように規制される。 (1) 直罰などによる規制 特定施設の事業主(特定施設の設置者)が、基準を超えた下水を流すことは禁止され、違反すると直ちに処罰される(下水道法第 46 条の 2 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金)。また、そのおそれがあると市長が判断した場合には、施設の改善命令や、排水の一時停止命令を受けることになる。 (2) 除害施設設置などの規制 特定施設の設置者(上記(1)の規制を受ける者を除く)と、特定施設を有しない工場などの事業主(特定施設の未設置者)が、基準を超えた下水を流す場合は、除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければならない。これらに違反すると、施設の改善命令や排水の一時停止命令を受けたり、懲役、過料に処せられることになる(下水道法第 46 条)。 また、工場などの事業主の方には排出する水質の自主測定義務がある。 4. 水質の自主測定義務 特定施設の事業主(特定施設の設置者)は、下水道法第 12 条の 12、下水道法施行規則第 15 条第 2 項の規定により、事業場排水の水質の自主測定が定められており、排出する下水の水質を測定してその結果を 5 年間記録・保存しておかなければならない。 (1) 自主測定の検査頻度 (イ) 月 1 回以上：最重点監視対象事業場「下水処理、汚泥処理処分に大きな影響を及ぼす有害物質を排除するおそれのある事業場」 (ロ) 年 4 回以上：有害物質「終末処理場での処理困難物質」を含む下水を排除する事業場 (ハ) 年 2 回以上：生物処理が可能な下水を排除する事業場 【※注】ダイオキシン類については、年 1 回以上とする。 なお、自主測定の検査項目などについては、特定事業場の種別により異なるため、詳細は下水道課管理係に問い合わせのこと。

P.107

改 正 後

年 月 日

下 水 道 施 設 帰 属 願

苦小牧市下水道事業
苦小牧市長 様

所有者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

下記において、取付管設置・樹設置の工事が完成いたしました。よって下水道施設について関係書類を添えて無償で帰属いたしますので、ご受納願います。

記

1 帰属施設場所 : 苦小牧市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 号
2 下水道工事施工業者（市指定排水設備工事事業者）
: _____
（排水設備工事責任技術者: _____）
3 工事実施期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
4 譲渡財産内容

項 目	規格・種別	数 量	金 額
汚水取付管	VU φ mm	L= m	円
雨水取付管	VU φ mm	L= m	円
汚水公共樹	樹 φ - x mm 深さ H= . m	箇所	円
雨水公共樹	樹 φ mm 深さ H= . m	箇所	円
計(税抜)			円

5 添付書類
① 位置図 1 部 A-4 版
② 完成給排水平面図（汚水・雨水） 1 部 A-4 版(又は A-3 版三折り)
③ 取付管及び公共樹詳細図 1 部 A-4 版(又は A-3 版三折り)
④ 工事施工状況写真 1 部 A-4 版
⑤ 関係機関との協議、許可書 一式 (所有者変更手続は申請者負担)

6 特記事項
当該施設を帰属した後に工事に起因して過失が見つかった場合、譲渡された日から 2 年間はすべて帰属者負担で改修を行います。ただし、故意又は、重大な過失により生じた場合はこの限りではありません。

P.107

改 正 前

年 月 日

下 水 道 施 設 帰 属 願

苦小牧市下水道事業
苦小牧市長 岩 倉 博 文 様

所有者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

下記において、取付管設置・樹設置の工事が完成いたしました。よって下水道施設について関係書類を添えて無償で帰属いたしますので、ご受納願います。

記

1 帰属施設場所 : 苦小牧市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 号
2 下水道工事施工業者（市指定排水設備工事事業者）
: _____
（排水設備工事責任技術者: _____）
3 工事実施期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
4 譲渡財産内容

項 目	規格・種別	数 量	金 額
汚水取付管	VU φ mm	L= m	円
雨水取付管	VU φ mm	L= m	円
汚水公共樹	樹 φ - x mm 深さ H= . m	箇所	円
雨水公共樹	樹 φ mm 深さ H= . m	箇所	円
計(税抜)			円

5 添付書類
① 位置図 1 部 A-4 版
② 完成給排水平面図（汚水・雨水） 1 部 A-4 版(又は A-3 版三折り)
③ 取付管及び公共樹詳細図 1 部 A-4 版(又は A-3 版三折り)
④ 工事施工状況写真 1 部 A-4 版
⑤ 関係機関との協議、許可書 一式 (所有者変更手続は申請者負担)

6 特記事項
当該施設を帰属した後に工事に起因して過失が見つかった場合、譲渡された日から 2 年間はすべて帰属者負担で改修を行います。ただし、故意又は、重大な過失により生じた場合はこの限りではありません。